

『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2021』 正誤表

2021年5月6日

科目	頁	該当箇所	誤 (訂正前)	正 (訂正後)
計画	23	集合住宅の事例の 公営住宅標準設計510型の概要	食寝分離:ダイニングキッチンと寝室を分けるなどがある	食寝分離:ダイニングキッチンと寝室を分けるなどがある
計画	59	2実践問題の間26、設問	法令 専 守	法令 遵 守
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 奈良時代の代表的な建築物	春日大社(春日造り:切妻、 平 入り、向拝。奈良市)	春日大社(春日造り:切妻、 妻 入り、向拝。奈良市)
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 奈良時代の代表的な建築物	加茂御祖神社(流れ造り:平入り。 奈良市)	賀茂御祖神社(流れ造り:平入り。 京都市)
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 平安時代の代表的な建築物	中尊寺金堂	中尊寺金 色 堂
計画	78	「●日本建築史一覧表」の 桃山時代の代表的な建築物	(桃山時代 の代表的な建築物) 密庵	(江戸時代 の代表的な建築物) 密庵
法規	175	「●耐火性能・準耐火性能・防火性能の違い」の準耐火性能の解説	(1時間準耐火基準は235 項 を参照)	(1時間準耐火基準は235 頁 を参照)
法規	182	1.建築物の高さ 本文9行目(屋上部分の高さ参入に関する記述)	②日影規制の対象になるかどうかの基準(法56条の2第4項)	②日影規制の対象になるかどうかの基準(法56条の2第4項、 法別表第4(ろ)欄2項、3項、4項口)
法規	185	右欄・追加解説の ●特定行政庁の対応	法6条の2第 11 項	法6条の2第 6 項
法規	194	右欄・追加解説の ●完了検査	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される(法7条の5・68条の20第2項)……(省略)……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物で建築士が監理したもの	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される(法6条の4第1項 、法7条の5・68条の20第2項)……(省略)……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物で建築士が 設計 ・監理したもの
法規	194	右欄・追加解説の ●中間検査	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される(法7条の5・68条の20第2項)……(省略)……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物で建築士が監理したもの	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される(法6条の4第1項 、法7条の5・68条の20第2項)……(省略)……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物で建築士が 設計 ・監理したもの
法規	209	2.開口部の少ない建築物の換気 本文11行目(自然換気設備に関する記述)	②給気口は、居室天井高さの1/2以下に 設けること	②給気口は、居室天井高さの1/2以下に 設け、常時外気に開放された構造とする
法規	227	右欄・追加解説の ●積雪荷重	雪下ろし慣習のある地方は、実況に応じて垂直積雪量が1m以上でも1mまで減らすことができる	雪下ろし慣習のある地方は、実況に応じて垂直積雪量が1m 超 でも1mまで減らすことができる
法規	228	4.荷重及び外力 本文8行目(地震力に関する記述)	当該高さの地震層せん断力係数×(当該部分の固定荷重と積載荷重の 和)	当該高さの地震層せん断力係数×(当該部分の固定荷重と積載荷重に、 多雪地域は更に積雪荷重の和)
法規	235	1.防火に関する用語 本文下から5行目(耐火建築物に関する記述)	イ(2)次の性能(外壁以外の主要構造部は下記の a のみ)に関する基準	イ(2)次の性能(外壁以外の主要構造部は下記の (i) に関する基準
法規	236	1.防火に関する用語 本文12行目(準耐火建築物に関する記述)	②法2条九号の三口の「外壁耐火の準耐火建築物」……(省略)……c.延焼のおそれのある部分の屋根:屋内通常火災に対し20分間の 非損傷性	②法2条九号の三口の「外壁耐火の準耐火建築物」……(省略)……c.延焼のおそれのある部分の屋根:屋内通常火災に対し20分間 火炎を出さないこと
法規	238	●避難時倒壊防止構造としなければならない特殊建築物(法27条1項)	(二)項、一番右「対象用途の床面積」欄 300㎡以上	(二)項、一番右「対象用途の床面積」欄 2階 が300㎡以上
法規	239	●法27条2項により耐火建築物としなければならない建築物	(六)項、右「対象用途の階」欄 3階	(六)項、右「対象用途の階」欄 3階以上
法規	241	右欄・追加解説の令112条4項の下 の※2	又は一時間準耐火基準に適合するものを除く とした建築物	(削除)
法規	275	●建築物の用途制限の概要	(表見出し)●建築物の用途制限の概要(詳細は法別表第2及び令130条の3~9の 6 を参照)	(表見出し)●建築物の用途制限の概要(詳細は法別表第2及び令130条の3~9の 8 を参照)
構造	405	実践問題の問題7の設問	免震構造が 所期 の性能を発揮する上で……(以下略)	免震構造が 初期 の性能を発揮する上で……(以下略)